

事務連絡
令和5年1月17日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

精神科病院における虐待が疑われる事案に対する医療機関での対応について（再周知）

平素より、精神保健福祉行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
今般、精神科病院において虐待が疑われる事案が静岡県において発生したところです。当該事案については、事実関係の確認が行われているところですが、いずれにしましても、精神障害者に対する適切な医療を行うことは、精神障害者の福祉の増進等の観点から重要であります。

その上で、精神科病院に入院している精神障害者については、人権擁護の観点で特に配慮が求められていることから、今般の精神保健福祉法の改正により、通報制度等の虐待防止措置が規定され、令和6年4月1日より施行されることとなっておりますが、施行までの間におきましても、各都道府県等においては、管内精神科病院に対し、下記について周知徹底を図っていただきますよう、改めてよろしくお願ひします。

記

1. 虐待が疑われる事案が発生した場合には、各医療機関は速やかにその概況を各都道府県等に報告すること。
また、その後の都道府県等の実地指導に協力するなど、各都道府県等と連携して再発防止に努めること。（別添1参照）

2. 平時より医療機関は、院内における虐待の防止に必要な措置を講じること

※ 障害者虐待防止法第31条の規定により、医療機関の管理者は、職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該各機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置（間接的虐待防止措置）を講ずるものとされています

（参考）医療機関における虐待防止措置について実際の取組事例をまとめたものを別添2のとおり周知しており、また、令和3年度障害者総合福祉推進事業において、精神科医療機関等における虐待防止等に係る研修・啓発資料を作成し、別添3の通り周知しておりますので、こちらも併せてご参考まで送付いたします。

以上

(添付資料)

- 別添1：「精神科医療機関における虐待が疑われる事案に対する対応について」
(令和2年7月1日付け 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 事務連絡)
- 別添2：「精神科医療機関における虐待防止等に係る研修・啓発資料の周知について」
(令和4年4月12日付け 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 事務連絡)
- 別添3：「障害者に対する虐待防止措置の取組事例の周知について」(令和3年9月29日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 事務連絡)

事務連絡
令和2年7月1日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

精神科医療機関における虐待が疑われる事案に対する対応について

平素より精神保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
「精神科医療機関における虐待が疑われる事案の把握に関する調査について（依頼）（令和2年4月16日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡）」に
対して、多大な御協力を賜り、感謝申し上げます。今般、頂いたご報告を取りまとめましたので送付いたします。

精神科医療機関においては、精神障害者的人権に配慮しつつ、適切な医療を行うことは、
精神障害者の福祉の増進等の観点から非常に重要であることから、当該把握内容を踏まえ、
精神科医療機関における虐待防止等を図るため下記の通り要請しますので、よろしくお願
いいたします。

記

1. 各都道府県等の取組事例を参考にするとともに、精神科医療機関に対しても、精神
科医療機関における虐待防止等の取組事例を周知するなど、虐待が疑われる事案の
発生防止や早期発見の取組強化に努めること

（参考）別添の取組事例に見られる医療従事者に対する研修に関して、精神科医療体制確保研修（精
神科病院における安心・安全な医療を提供するための研修）事業実施要綱（平成29年1月30日
障発0130第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙）に基づき採択された団体が
実施する精神科病院における暴力を未然に防ぐための人材養成研修等も活用されたい
2. 虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかにその概況を各都道府県等に報告
するよう管内精神科医療機関に対し周知徹底するとともに、各都道府県等において
も早期に事案の詳細を把握し、当該精神科医療機関と連携して再発防止に努めること
3. 「精神科病院に対する指導監督等の徹底について（平成10年3月3日障発第113号・
健政発第232号・医薬発第176号・社援発第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、
健康政策局長、医薬安全局長、社会・援護局長通知）」に基づき、原則として1施設
につき年1回実施する実地指導において、病院職員や入院患者に対して行われる人
権の保護に関する聞き取り調査に併せて、虐待が疑われる事案についても聞き取り
を行うなど、その把握の徹底に努めること

事務連絡
令和3年9月29日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

障害者に対する虐待防止措置の取組事例の周知について

障害者虐待防止法第29条、第30条及び第31条では、学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者は、職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該各機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置（間接的防止措置）を講ずるものとすると規定しています。

今般、「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」の調査結果を踏まえ、学校、保育所等、医療機関における障害者に対する虐待を防止する措置について参考となる取組事例を別紙のとおりとりまとめ、「障害者に対する虐待防止措置の取組事例の周知について」（令和3年9月16日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡）にて各都道府県・市町村障害保健福祉主管部（局）長宛に発出されています。

つきましては、貴部（局）におかれましては別紙の内容について御了知の上、精神科医療機関における虐待防止措置を講ずる際の参考として、適宜ご活用いただくとともに、関係機関に対しても周知いただくなど、適切な対応をお願いします。

＜参考＞

- ・「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究報告書」

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000798662.pdf>

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000798664.pdf>



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

学校・保育所等・医療機関における 障害者に対する虐待防止措置の取組参考例

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者に求められる障害者虐待防止

学校、保育所等、医療機関は障害児者も利用することから、障害者虐待防止法第29条、第30条、第31条では、各機関の長に対して、障害者に対する虐待を防止する措置を講ずることが規定されています。

今回、各機関において当該虐待防止措置を実施する際に参考となる取組例をまとめました。

学校、保育所等、医療機関及び自治体の所管部署は、3～5ページの取組例を参考に、障害者虐待防止の取組を推進してください。

【 障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号））】

第29条（就学する障害者に対する虐待の防止等）

学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第30条（保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等）

保育所等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは同法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第31条（医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等）

医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

学校における障害者に対する虐待防止措置の取組例

求められる取組内容	学校における取組例	都道府県及び市町村所管部署における取組例
①障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の学校所管部署が主催する虐待等の防止に関する研修に校長や担当教員が参加 ・各学校で虐待防止に関する研修を実施 ・いじめやハラスメント防止等に関するパンフレット等の作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉所管部署が実施する虐待防止研修に学校所管部署担当者が参加 ・学校管理職を対象とした定例会議の中で、虐待や体罰禁止等に関する研修の実施 ・各学校で虐待防止研修を実施する場合の支援（企画、講師派遣、予算措置等） ・障害理解促進のための冊子の作成
②各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめや虐待等に関する相談窓口の設置と児童、生徒や保護者への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉所管部署、関係福祉施設等との連携 ・スクールカウンセラーやハラスメント相談員等の派遣による面接・相談等の実施 ・特別支援学校職員を活用した巡回相談の実施 ・他部署と連携した24時間相談ダイヤルの設置 ・児童・生徒や保護者向けアンケート調査を通じたいじめや虐待等の早期把握
③各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめや虐待等の事例を受理した場合の対応の流れの構築 ・事例対応検討会議等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校でいじめや虐待等の事例を受理した場合の指導・助言（必要に応じて外部有識者等の派遣） ・人権啓発チェックシートを通じた、子どもへの接し方の振り返りの促進
④当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> ・体罰防止月間の実施 ・障害のある児童、生徒等の関係機関、団体等との交流活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談窓口の周知（児童相談所、子ども家庭支援センター、人権擁護委員、みんなの人権110番等） ・体罰関連行為ガイドラインの作成、周知 ・障害者差別解消法に基づく「合理的配慮」の提供や児童、生徒等、保護者への理解促進

※「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」（令和2年度障害者総合福祉推進事業 一般社団法人日本総合研究所）において実施したアンケート及びヒアリング調査結果から厚生労働省で整理

保育所等における障害者に対する虐待防止措置の取組例

求められる取組内容	保育所等における取組例	都道府県及び市町村所管部署における取組例
①障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の保育所等所管部署が主催する虐待等の防止に関する研修に園長等が参加 ・各保育所等で虐待防止に関する研修を実施 ・人権に関する絵本等の配布 ・児童虐待防止推進月間にのぼり旗の掲出 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉所管部署が実施する虐待防止研修に保育所等所管部署担当者が参加 ・幼保、公民合同の事例検討会にて、発達に課題を抱える児童への関わり方の質の向上支援 ・様々な障害を理解し安定した保育が行えるように、運動機能障害や発達障害の理解、インクルージョン保育、ユニバーサルデザインなど、障害児保育に関する研修の実施
②各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・園内に相談窓口（園長・主任級）を設置、保護者への周知 ・苦情解決体制との連携、外部委員の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援担当（障害児保育担当）の巡回指導の実施、関係機関と保育所等をつなぐ家庭支援担当との連携 ・子どもの発達についての専門知識を有する者による巡回相談支援 ・専用ダイヤルの設置による随時電話相談 ・保育所利用者アンケートの実施
③各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待等の事例を受理した場合の対応の流れの構築 ・事例対応検討会議等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況把握、検証、必要な機関への報告、改善の方向性等、担当課も把握し助言等の実施 ・「保育所における園児への虐待対応マニュアル」にて保育所内の体制などを周知
④当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権擁護セルフチェックリスト」の実施による保育士自身の振り返りの実施 ・保育所職員による市内療育施設への見学 ・障害のある園児の関係機関、団体等との交流活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談窓口の周知（児童相談所、子ども家庭支援センター、人権擁護委員、みんなの人権110番等） ・巡回相談等での保育士、園への支援を通じた子どもの育ちの支援環境の整備 ・各保育施設に人権擁護、虐待防止推進委員を配置

※「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」（令和2年度障害者総合福祉推進事業 一般社団法人日本総合研究所において実施したアンケート及びヒアリング調査結果から厚生労働省で整理

医療機関における障害者に対する虐待防止措置の取組例

求められる取組内容	医療機関における取組例	都道府県及び市町村所管部署における取組例
①障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の医療機関所管部署が主催する虐待等の防止に関する研修に管理者等が参加 ・各医療機関で患者の人権や虐待防止に関する研修を実施 ・患者の人権に関する掲示物の掲示、広報物等の配布 ・虐待防止のための職員行動指針の策定、掲示 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉所管部署が実施する虐待防止研修に医療機関所管部署担当者が参加 ・県内全精神科病院への「患者の人権に関する研修」の実施要請 ・保健所等に新たに配属された職員に対し、措置入院者等の手続や適切な対応についての研修を実施
②各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護に関する相談窓口（医療安全支援センター、保健所、人権擁護委員、みんなの人権110番等）の周知 ・精神科入院患者への処遇改善請求窓口、人権擁護主幹部局の相談窓口等の周知 ・職員、患者等に対する通報先の明示 	 <ul style="list-style-type: none"> ・県内全精神科病院への「職員からの虐待や不適切な行為」の通報窓口の明確化、周知 ・庁内に設置する医療安全相談窓口にて、医療者からの相談も受付
③各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・入院患者からの意見箱への意見投書内容について人権擁護委員会による検討、回答の掲示 ・虐待等の事例を受理した場合の対応の流れの構築、マニュアルの作成 ・事例対応検討会議等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・実地指導において相談や通報窓口周知の掲示や意見投書への対応状況等の確認 ・虐待等の事例が発生した場合は必ず報告するよう周知 ・虐待等の事例を受理した場合の立入調査、医療機関における対応への指導
④当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> ・外部委員を擁する人権擁護委員会の設置 ・病院職員が職場や自分自身の支援内容を振り返る際に活用する自己チェックの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内全精神科病院への人権擁護委員会の設置要請・自治体が独自に作成した「障がい者対応のガイドブック」を精神科病院に送付、周知

※「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」（令和2年度障害者総合福祉推進事業 一般社団法人日本総合研究所において実施したアンケート及びヒアリング調査結果から厚生労働省で整理

「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」 概要

1. 概要

(令和2年度障害者総合福祉推進事業 一般社団法人日本総合研究所)

障害者虐待防止法第29条、第30条、第31条では、学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者に対して、いわゆる「間接的防止措置」を規定している。しかし、実際にはその取組実態は明らかにされていない。こうした現状をもとに、学校、保育所等、医療機関における障害者虐待防止の実効性を高めることを目的に、当研究事業を実施。

2. 事業内容

- (1) 学校、保育所等、医療機関における障害者虐待相当事案の防止にかかる規定、仕組み等既存の法制度の整理
- (2) 自治体の所管部署を対象にアンケート調査を行い、管理者等へ行っている虐待防止の推進に向けた取組概要の把握

教育委員会等	保育所等所管部署	医療機関所管部署	合計
1,905カ所	1,788カ所	134カ所	3,827カ所

- (3) 自治体の所管部署を対象にヒアリング調査を行い、管理者等へ行っている取組の具体的な内容や工夫等を把握

教育委員会等	保育所等所管部署	医療機関所管部署	合計
2カ所	3カ所	2カ所	7カ所

- (4) 検討委員会の委員に対するヒアリング調査

3. 検討結果

- (1) 障害者虐待防止法第29条から第31条までの規定における、いわゆる「間接的防止措置」の呼称変更
・「間接的防止措置」の呼称を廃止し、「各機関における虐待や不適切行為等の防止措置」に呼称を変更するべき
- (2) 障害者虐待防止法所管官庁、所管部署の役割推進
・各機関を利用する障害者の虐待通報があった場合、通報義務のある障害者虐待に該当しないことを理由に、通報を受け付けないという対応はとらない
・虐待防止法担当部署から、学校、保育所等、医療機関で起きた虐待事案に対応すべき各所管部署への確実な引き継ぎ
・実際に通報があった場合の対応や連絡、引き継ぎ方法をあらかじめ確立しておく
・学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者に求められる虐待防止措置の実施状況の把握、適切な実施要請
・虐待防止に資する取組に関する適切な情報提供

「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」 推進体制

(令和2年度障害者総合福祉推進事業 一般社団法人日本総合研究所)

■委 員

五十音順、敬称略 (◎：委員長)

氏 名	分野	所 属
市川 裕二	学校	都立あきる野学園 校長 (全国特別支援学校長会会長)
江澤 和彦	医療機関	日本医師会 常任理事
小山 聰子	障害者 虐待	日本女子大学 人間社会学部長 社会福祉学科 教授 (日本障害者虐待防止学会 理事長)
川崎 勝久	学校	新宿区立花園小学校・幼稚園 校園長 (全国特別支援学級・通級指導教室設置校長協会 会長)
◎曾根 直樹	障害者 虐待	日本社会事業大学 福祉マネジメント研究科(専門職 大学院) 准教授 (日本障害者虐待防止学会 副理事長、事務局長)
高谷 俊英	保育所等	公益社団法人 全国私立保育園連盟 常務理事
玉井 邦夫	学校	大正大学 心理社会学部 臨床心理学科 教授
中島 公博	医療機関	医療法人社団 五稜会病院 理事長 (日本精神科病院協会 理事)
松井 剛太	保育所等	香川大学教育学部 准教授
山下 洋	医療機関	九州大学病院 子どものこころの診療部 特任准教授

■オブザーバー

文部科学省	初等中等教育局	特別支援教育課
厚生労働省	医政局	総務課
厚生労働省	子ども家庭局	保育課
厚生労働省	子ども家庭局	総務課少子化総合対策室
厚生労働省	社会・援護局	障害保健福祉部 精神・障害保健課
厚生労働省	社会・援護局	障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室

■事務局

一般財団法人 日本総合研究所

事務連絡
令和4年4月12日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

精神科医療機関における虐待防止等に係る研修・啓発資料の周知について

平素より精神保健福祉行政の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止等を促進し、もって障害者権利利益の擁護に資することを目的として「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号。以下「法」という。）が制定・施行されているところです。

法第31条では、医療機関の管理者は、職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、当該医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、当該医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するため必要な措置（間接的虐待防止措置）を講ずるものとすると規定しています。

また、精神科医療機関における虐待防止の取組については、「精神科医療機関における虐待が疑われる事案に対する対応について」（令和2年7月1日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡）において、各都道府県・指定都市に対し、虐待防止の取組事例を周知するなど、虐待が疑われる事案の発生防止や早期発見の取り組み強化に努めるようお願いしているところです。

今般、令和3年度障害者総合福祉推進事業「障害者虐待防止の効果的な体制整備及び精神科医療機関における虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究」において、精神科医療機関等における虐待防止等に係る研修・啓発資料を別紙のとおり作成しました。

つきましては、貴部（局）におかれては別紙の内容について御了知の上、管内精神科医療機関に対して周知いただくとともに、精神科医療機関における虐待発生防止や早期発見の取り組みを促すなど、適切な対応をお願いします。

<添付資料>

- 別紙1：院内医療従事者向け研修資料、及び同資料解説書

「より良い精神科医療の提供に向けて～患者さんへの暴力等の防止の観点から～」

- 別紙2：院内医療従事者向け啓発資料（ポスター）※

※ ポスター下部の空欄部分については、各都道府県・指定都市担当（実地指導担当）部（局）
の連絡先を記載する部分としておりますので、周知の際には各都道府県・指定都市担当部（局）
の連絡先も含めて周知をよろしくお願いします。